

任意継続被保険者制度への加入について

ご加入にあたり必ず本紙を全てお読みいただき、「国民健康保険」や「家族が加入する健康保険（配偶者や子ども等の被扶養者になる）」と比較し、慎重にご判断いただいた上で手続きをおこなってください。また、解雇や雇い止め等で退職された方は国民健康保険料の軽減措置の対象になる可能性がありますので、お近くのハローワークや市区町村国民健康保険課で必ずご確認ください。

在職中に交付された被保険者証等（※）は退職に伴い速やかに勤務先担当課へご返納いただく必要があります。返納状況によっては本制度への加入手続きを進めることができませんのでご注意ください。
※ 被保険者証（健康保険証）、資格確認書（後述 8 を参照）、高齢受給者証、限度額適用認定証など。

1. 制 度 被保険者の資格を喪失した後も、任意に被保険者の資格を継続できる制度。
※ 退職後、引き続き再就職（勤務先で健康保険の加入対象になる）する場合は加入不可。
2. 加入要件 資格喪失日の前日までに、継続して 2 か月以上の被保険者期間があること。
※ 資格喪失日：退職日の翌日。
3. 加入期間 2 年間（途中でやめたいとき、他の健康保険に加入するときは事前にご連絡ください。）
4. 加入方法

① 申出書の提出

資格喪失日から 20 日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書（T07-1）」を勤務先担当課経由で当組合にご提出ください。当組合で受付後、任意継続被保険者の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ（後述 8 を参照）」と「任意継続被保険者資格取得通知書兼納付書（以下「資格取得通知書兼納付書」という。）」を登録住所にお送りします。

なお、提出期限が休日にあたる場合は翌営業日が提出期限となります。

※ 令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険証の発行（新規・更新・再交付、全て。）はおこなわれなため、本制度に加入後はマイナ保険証（後述 8 を参照）、又は資格確認書で医療機関（薬局を含む）を受診することになりました。

② 申出書の記入方法

要否欄は資格確認書の発行について記入する項目です。予め□に✓を記載していますので、必要な方はそのままご提出ください。不要の方は✓を二重線等で消してください。

なお、不要の方はマイナ保険証が利用できる状態（※）であることが必要です。

※ 在職中に勤務先担当課を経由して当組合に被保険者・被扶養者の個人番号を届け出ていることと、マイナポータル等でマイナンバーカードの健康保険証利用登録を完了し、マイナポータルの「医療保険の資格情報」で当組合の資格情報を確認できる状態のこと。

5. 保 険 料

事業主折半分も負担するため退職時の保険料の 2 倍になります（上限あり）。なお、ホームページ内（※）で保険料のシミュレーションが可能です。ご使用の際は退職時の健康保険料額を勤務先担当課にご確認ください。 ※ 健保のしくみ → 退職した後は → 手続きページ：引き続き当健保組合に加入したいとき

① 任意継続被保険者の保険料の決め方（翌年度の保険料も同じ方法で算出）

退職時の標準報酬月額と前年 9 月 30 日時点で当組合に加入している全被保険者の平均標準報酬月額による標準報酬月額（上限）を比べ、いずれか低い方を任意継続被保険者の標準報酬月額として、この額に保険料率を乗じて得た額を保険料とします。なお、退職時の標準報酬月額は勤務先担当課で、保険料率と任意継続被保険者の標準報酬月額の上限はホームページ（NEWS&TOPICS の公告）でご確認ください。

② 保険料が変わるとき

- ㊦ 健康保険料率や介護保険料率が変更された場合
- ㊧ 標準報酬月額の上限が変更された場合
- ㊨ 介護保険第 2 号被保険者に該当した場合、又は該当しなくなった場合

③ 介護保険料

健康保険料に加算して徴収され、その額は毎年変わります。介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満で国内に住所を有している方）に該当する被保険者のみが介護保険料の徴収対象者となります。

④ 初回保険料

資格取得通知書兼納付書に、資格取得月の保険料（以下「初回保険料」という。）を含む加入初年度の保険料、納付期限、保険料の振込先口座などを記載していますので、内容をよくご確認の上、納付期限にかかわらず速やかに納付いただくようお願いします。また、次項⑤の納付単位で㊥又は㊦の「前納」を選択した場合、前納保険料の納付期限は資格取得月の月末となりますが、初回保険料と合わせて納付いただくようご協力をお願いします。

初回保険料が納付期限までに納付されないときは任意継続被保険者の資格が取り消しとなり、直ちに当組合が送付した書類一式を返納いただくことになります。また、資格を取り消された期間に当組合の資格情報を使用していた場合は、当組合が負担した保険給付等の全額を返納いただきます。

⑤ 納付単位と納付期限

資格取得月の翌月分以降の保険料については、次の3つから納付単位を選択することができます。

なお、納付期限が休日にあたる場合は翌営業日が納付期限となります。

㊤ 毎月納付（※1）

㊥ 6か月前納（前期 4月～9月分・後期 10月～翌年3月分 ※2・3・4）

㊦ 12か月前納（4月～翌年3月分 ※2・3・4）

※1. 資格取得月の翌月分以降の当月分の保険料の納付期限は、その月の10日となります。

※2. 保険料を事前に一括して納付することを前納といい、前納保険料は年利4%の複利現価法による割引になります。

※3. 前納は資格取得月の翌月分以降の保険料が対象です。前納保険料の納付期限は、前納する期間の初めの月の前月末日となります。

※4. 任意継続被保険者の資格取得日が月の中旬以降になる者で「任意継続被保険者資格取得申出書（T07-1）」の提出が月末近くになる場合は、保険料の納付スケジュールについてご案内しますので、事前に勤務先担当課経由で当組合までご連絡ください。

⑥ 納付方法

保険料はATM、ネットバンキング、又は銀行窓口で当組合指定の口座にお振込みください。振込手数料は自己負担です。口座振替（自動引落）はおこなっていません。振込依頼人の名義は、資格取得通知書兼納付書に記載の被保険者の氏名（フルネーム）と記号・番号をご入力ください。

※ 入力例：ヤマダ タロウ 9999 - 6789

なお、ATMやネットバンキングではなく銀行窓口での納付をご希望の場合は、「銀行窓口専用の納付書（ゆうちょ銀行は使用不可）」をお送りしますので、「任意継続被保険者資格取得申出書（T07-1）」の最下部の余白に銀行窓口専用の納付書の発行を希望する旨をご記入ください。

6. 資格喪失

任意継続被保険者は、次のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。資格確認書や高齢受給者証等（資格情報のお知らせを除く）をお持ちの方が資格を喪失した場合は、当組合に必ずご返納ください。

① 資格取得日から起算して2年を経過したとき（手続不要で資格喪失証明書をお送りします。）

② 死亡したとき（各種手続きに必要な書類をお送りしますので、ご連絡ください。）

③ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき（資格喪失証明書をお送りします。）

④ 就職等により健康保険等の被保険者となったとき（就職が決まった時点で当組合へ資格取得日をご連絡の上、後日「任意継続被保険者資格喪失申出書（T07-3）」等をご提出ください。）

⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき（原則として75歳になった場合に該当します。）

⑥ 資格喪失を希望する旨を申し出たとき（「任意継続被保険者資格喪失申出書（T07-3）」をご提出いただく必要があり、受理された月の翌月1日に資格喪失できます。後日、資格喪失証明書をお送りします。）

7. そ の 他

加入後のお問合せや申請書類（※）のご提出は直接当組合へお願いします。なお、メール・FAXでの申請はお取り扱いできませんので、ご注意ください。 ※ ホームページ（申請書一覧）でダウンロードできます。

- ① 任意継続被保険者の保険給付には、**傷病手当金及び出産手当金の支給はありません**（※）が、その他の給付は在職中と同じです。
※ 在職中に支給事由が発生した場合、受給要件を満たしていれば、任意継続被保険者制度への加入の有無にかかわらず、資格喪失後の継続給付として支給されます。
（ホームページ：健保のしくみ → 退職した後は → 解説ページ：退職した後も給付を受けられます）
- ② 保健事業（人間ドック等）の利用については在職中と同じです。
- ③ 医療費のお知らせに関する情報は、ホームページ（健保のしくみ → 医療費のお知らせ）に掲載しています。
- ④ 保険料納付証明書（1月～12月に納付した任意継続被保険者の保険料に限る）を毎年1月下旬にお送りしますので、確定申告等にご活用ください。なお、保険料納付証明書がなくても確定申告は可能です。
- ⑤ 翌年度の保険料のご案内は、前納の方は3月上旬に、毎月納付の方は3月下旬にお送りします。
- ⑥ 書類の受取先住所や電話番号等に変更があるときは、「任意継続被保険者諸変更（訂正）届（T07-2）」をご提出ください。
- ⑦ 被扶養者の収入増加や生計維持状況の変更など、被扶養者をはずす必要があるときはご連絡ください。
- ⑧ 当組合からの連絡に対して応答がない場合は、元勤務先を通じてご連絡させていただく場合があります。

8. 用語の説明

① マイナ保険証

マイナンバーカード（※1）をマイナポータル（※2）や医療機関等で健康保険証として利用できるように登録したものを「マイナ保険証」といいます。在職中の場合、勤務先担当課経由で当組合に被保険者・被扶養者の個人番号を届け出ていることが必要です。

また、これまで事前の交付申請を必要としていた限度額適用認定証の機能をもっているため、当該申請が不要になります。

なお、本制度への加入時を含む健康保険の変更時にマイナ保険証を利用する場合は、事前にマイナポータルの「医療保険の資格情報」に最新の資格情報が表示されていることを確認する必要があります。

※1. ICチップを利用して、オンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明できる顔写真付きの本人確認書類。市区町村長が交付し、地方公共団体情報システム機構（略称：J-LIS）が管理。

※2. 政府（デジタル庁）が運営するオンラインサービスで、行政手続や医療保険の確認等が可能。

マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

② オンライン資格確認等システム

医療機関の担当者がマイナ保険証から読み取った情報を基に端末から接続して健康保険の資格情報を確認することができるシステムです（一部、義務化対象外・未対応の医療機関あり）。

当組合の基幹システムに個人番号と一緒に入力した資格情報が、医療保険者向け中間サーバー（※）を経由してオンライン資格確認等システム（※）に反映されます。

なお、資格情報がオンライン資格確認等システムやマイナポータルに反映するには1週間程度必要といわれています。

※ 社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会の共同運営。

③ 資格情報のお知らせ

健康保険の各種申請の際に必要な自身の記号・番号を把握するためのものです。また、医療機関の都合でオンライン資格確認等システムが使用できない場合、マイナ保険証と一緒に窓口に提示することで保険診療を受けることができます。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。

形状はA4判の厚紙で、右下部分をはがして携帯することもできますが、**マイナポータルの「医療保険の資格情報」の画面、又はダウンロードしたPDFも「資格情報のお知らせ」として使用できます。**

④ 資格確認書

健康保険証と同様に医療機関で保険診療を受けることができ、マイナンバーカードを持っていない方や健康保険証の利用登録をしていない方、医療機関を受診の際に第三者（介助者など）のサポートを必要とする方などのために発行します。形状はプラスチックカードを採用しています。

なお、本制度への加入時を含む被保険者の資格取得及び被扶養者の認定時においては、当組合に対して資格確認書を必要とする理由の事実を証明する必要はありません。